

川崎市在宅医療連携推進事業実施要綱

(目的)

第1条 急速な高齢化の進行や、市民ニーズの多様化に伴い、住み慣れた地域において、必要な医療、介護サービスが受けられ、自分らしい生活を実現できる地域包括ケアシステムの構築が望まれており、地域における在宅医療提供体制が必要とされている。本事業は、地域の医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、ケアマネジャーなどの多職種協働による在宅医療の支援体制を構築し、地域における包括的かつ継続的な在宅医療の提供を目指すとともに、本市の在宅医療に関する政策立案等に資することを目的とする。

(事業内容)

第2条 前条の目的に資するため、次の事業を実施する。

- (1) 川崎市在宅医療連携推進事業
- (2) 川崎市地区在宅療養推進協議会運営事業
- (3) 川崎市在宅医等相互支援体制構築事業
- (4) 川崎市在宅チーム医療を担う地域リーダー研修事業

(川崎市在宅医療連携推進事業)

第3条 第2条第1号については、在宅医療関連団体の代表者からなる「川崎市在宅療養推進協議会」を設置し、以下について協議する。

- (1) 在宅医療の提供体制に求められる医療機能の検討・調整に関すること
- (2) 在宅医療に係る多職種連携に関すること
- (3) 多職種の人材育成に関すること
- (4) その他在宅医療推進のために必要な事項

(川崎市地区在宅療養推進協議会運営事業)

第4条 第2条第2号については、各区の在宅医療関係団体の代表者からなる「地区在宅療養推進協議会」を設置し、以下について協議する。

- (1) 各区における在宅医療提供体制の構築に向けた取組に関すること
- (2) 区医師会を含めた多職種関係団体による連携の推進に向けた講演会、勉強会、検討会等の開催に関すること
- (3) 在宅医療の普及に向けた啓発活動に関すること
- (4) その他在宅医療推進のために必要な事項

(川崎市在宅医等相互支援体制構築事業)

第5条 第2条第3号については、各区に1名ずつ在宅療養調整医師を配置し、総合リハビリテーション推進センターと連携し、退院調整支援、医療的助言、在宅医療資源情報の収集等を実施する。

(川崎市在宅チーム医療を担う地域リーダー研修事業)

第6条 第2条第4号については、在宅医療に関わる医療・介護従事者に対する多職種研修を開催し、チームとして在宅患者・家族を支えていくための人材を育成する。

(実施主体)

第7条 この事業の実施主体は川崎市とする。ただし、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に委託することができる。

(庁内における連携)

第8条 川崎市は、本事業の実施に当たり、健康福祉局内の関係部署及び各区地域みまもり支援センター等の関係部署間において相互に連携を図るものとする。

(関係機関との連携)

第9条 川崎市は、本事業の実施に当たり市内医療関係者、介護関係者、地域包括支援センター等関係機関と連携を図るものとする。

(その他必要な事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本事業に必要な事項は、健康福祉局

長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年12月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。